

群馬県立女子大学文学部入学前の既修得単位等の認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学学則（群馬県公立大学法人規則第4号）第26条の規定に基づき、入学前の既修得単位等の認定について必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 入学者又は在學生で入学前の既修得単位等の認定を受けようとする者は、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学前の既修得単位認定申請書（様式1）
- (2) 成績証明書
- (3) 授業内容、単位の算定基準、学修の評価基準等、単位認定のため必要とする資料
- (4) 外国の教育機関において修得した単位の認定を希望する場合は、第2号及び前号の邦文訳

(単位認定)

第3条 入学前の既修得単位等の認定は、教務委員会の審査に基づき教授会が行う。なお、必要があると認めるときは、関係授業科目の担当者に諮ることができる。

2 入学前の既修得単位の認定は、原則として以下のとおり行う。

- (1) 単位の算定は、文学部履修及び学修の評価に関する規程（以下「文学部規程」という。）第2条各号の規定に基づき行う。
- (2) 成績の評価は、単位を修得した教育機関の評価をもとに、文学部規程第7条及び第8条の規定に基づき判定する。
- (3) 入学前の既修得単位は、前項の認定により本学で修得したものとみなし、文学部規程第3条の授業科目に読み替える。

3 前項各号により認定された授業科目に関する事項の学籍簿への記載は、当該授業科目名に◇印をつけるものとする。

(通知)

第4条 単位認定の結果は、修得単位認定通知書（様式2）により、当該学生に通知する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、教務委員会に諮り、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学文学部入学前の既修得単位等の認定に関する規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。